

資料 2

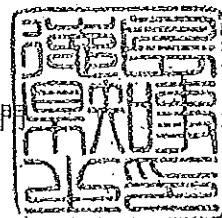
医療法第4条第2項の規定に基づく地域医療支援病院の
名称承認について



医政第850号
平成28年3月11日

徳島県医療審議会会长 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉



医療法第4条第2項の規定に基づく地域医療支援病院の
名称承認について（諮問）

このことについて、次の病院に係る地域医療支援病院の名称承認の適否について、貴会
の意見を求める。

阿南中央病院（平成28年4月1日設立予定）

阿南中央病院に係る「地域医療支援病院」の名称承認について

1 新病院構想について

阿南共栄病院（343床）及び阿南医師会中央病院（229床）は、徳島県南部医療圏において徳島赤十字病院（405床）に次ぐ規模を持つ、地域の中核的な病院であり、阿南市及び県南部地域の医療提供体制における重要な役割を果たしている。

しかしながら、両病院ともに医師の高齢化、医師不足という厳しい事態に直面しており、阿南医師会中央病院においては平成21年2月より救急診療の縮小を余儀なくされている状況である。加えて、阿南共栄病院においては施設の老朽化により耐震基準を満たしていない状況も重なり、今後、診療機能の低下や二次救急診療体制の縮小等が懸念される事態となっている。

そこで徳島県厚生農業協同組合連合会（以下「徳島厚生連」とする）、阿南市医師会及び阿南市の三者は、「阿南市の地域医療を考える会」を設置し、地域医療のあり方、両病院の連携の方策等について協議・検討を行ない、現状のままでは、救急医療をはじめ地域医療体制の将来的な維持は困難であるとの共通認識に至った。

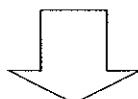
また、平成25年3月に阿南市が取りまとめた「阿南市地域医療検討資料」により、両病院の業務提携、機能分担及び統合等、想定される連携のパターンが示され、連携の方法を検討し協議する中で、阿南市医師会は阿南の地域医療の将来を見据え、徳島厚生連に土地、施設、経営権等を譲渡することとし、平成25年11月に徳島厚生連、阿南市医師会、阿南市の三者で覚書が締結され、統合による新たな医療機関の設立に向けた基本合意に至った。

◎阿南中央病院の概要（現在の状況）

- ①施設名：阿南医師会中央病院
- ②所在地：阿南市宝田町川原2番地
- ③開設年月：昭和38年10月
- ④病床数：229床（一般179床、療養介護50床）
- ⑤標榜科：18診療科
内科・循環器内科・消化器内科・糖尿病内科・外科・乳腺外科・消化器外科・呼吸器外科・脳神経外科・心臓血管外科・整形外科・リハビリテーション科・泌尿器科・放射線科・麻酔科・眼科・婦人科・病理診断科
- ⑥公的機能：救急告示病院、地域医療支援病院、災害拠点病院、臨床研修病院
- ⑦併設施設：訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所

【現在の保有・運営について】

- 保有者・開設者：一般社団法人 阿南市医師会



徳島県厚生農業協同組合連合会へ事業資産、経営権を譲渡

（平成28年3月31日：事業資産を譲渡、平成28年4月1日：経営権を譲渡）

- | | |
|---------|----------------|
| <法人名> | 徳島県厚生農業協同組合連合会 |
| <病院名> | 阿南中央病院 |
| <法人設立日> | 昭和23年8月14日登記 |

2 地域医療支援病院の承認について

徳島県厚生農業協同組合連合会への譲渡に伴い、阿南市医師会として承認を受けていた地域医療支援病院等の公的機能について、再度手続きを行う必要がある。

なお、手続き上、経営権の譲渡日となる平成28年4月1日付け申請、同日付けで承認することとする。

(1) 医療審議会(救急部会含む)で審議が必要なもの

- ① 地域医療支援病院 (H13.10.1承認)
- ② 救急告示病院 (H26.4.1認定:3年毎更新)

(2) その他、事務的に開設者変更に伴う手続きを進めていくもの

- ① 県が指定
 - ・災害拠点病院
- ② 国が指定
 - ・臨床研修病院(協力型)

○医療法(抜粋)

(地域医療支援病院)

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

一～六 (略)

2 都道府県知事は、前項の承認をするに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

○徳島県医療審議会運営要綱(抜粋)

(救急部会)

第3条 救急部会は、本県の救急医療供給体制及び救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づく救急病院等の認定について審議を行うこととする。

○救急病院等を定める省令

(医療機関)

第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関は、次の基準に該当する病院又は診療所であつて、その開設者から都道府県知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出のあつたもののうち、都道府県知事が、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画の内容(以下「医療計画の内容」という。)、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる傷病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもの(以下「救急病院」又は「救急診療所」という。)とする。

○地域医療支援病院

医療施設機能の体系化の一環として、紹介患者に対する医療提供、病床及び医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医(歯科医)等を支援する能力を有する病院であり、都道府県知事が名称使用の承認をする。

○救急告示医療機関

「救急病院等を定める省令」に基づき、事故や急病等による傷病者を救急隊が緊急に搬送する医療機関で、医療機関からの協力の申し出を受けて、知事が認定、告示した病院、診療所。

地域医療支援病院の名称承認要件及び申請病院の状況

地域医療支援病院の名称承認要件		阿南中央病院の状況
1 紹介患者に対する医療の提供 (法第4条第1項第1号)	■②の要件に該当 紹介外来制を原則とし、次のいずれかの場合に該当すること ① 紹介率(*)が80%以上を上回っていること ※ 紹介率が80%以上を達成する場合には、承認後2年間で紹介率が80%以上を達成する具体的な年次計画を要する。 ② 紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率(**)が30%を上回ること ③ 紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回ること * 紹介率 = (紹介患者数 + 救急患者数(**)) ÷ 初診患者数 × 100 ** 逆紹介率 = 逆紹介患者数 ÷ 初診患者数 × 100 ***救急患者数 = 緊急的に入院し治療を必要とした救急患者(初診患者に限る。)	○紹介率 60.7% (算定期間:H26.4.1～H27.3.31) 紹介患者数 2,997人 初診患者数 4,938人 × 100 ○逆紹介率 88.9% 逆紹介患者数 4,390人 初診患者数 4,938人 × 100
2 共同利用の実施 (法第4条第1項第1号)	■登録医療機関数 68 医療機関 病院の施設、設備等について、当該地域の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させたための体制が整備されていること	■共同利用 CT、MRI、病床179床
3 救急医療の提供 (法第4条第1項第2号)	■救急告示病院 (平成26年4月) 2 4時間体制で救急医療が確保されていること	■重症救急患者対応 ○専用病床 5床、優先的に使用できる病床 5床が確保 ○診療施設(救急室、各種検査室)について、24時間体制が確保 ■救急医療体制 医師、看護師、放射線技師、臨床検査技師が当直制により対応
4 地域の医療従事者に対する研修の実施 (法第4条第1項第3号)	■研修指導者 6名(医師) 地域の医療従事者の資質向上を図るために研修を行うこと	■平成26年度実績 研修回数 13回 (症例報告会、学術講演会など) 参加人員 561名 ■229床(一般179床、療養50床)
5 病床規模 (法第4条第1項第4号、同法施行規則第6条の2)	■原則200床以上であること (病床種別は問わない。) ※知事が地域における医療確保のため必要と認めたときはこの限りでない。	
6 法定施設・構造設備 (法第4条第1項第5・6号、第21条、第22条)	■左に掲げる施設・設備等については、すべて整備されている。 一般の病室、化学、細菌等の検査施設、病理検査施設、診察室、研究室、情報管理室を有すること 中治療室、救急用又は患者輸送用自動車：2台	